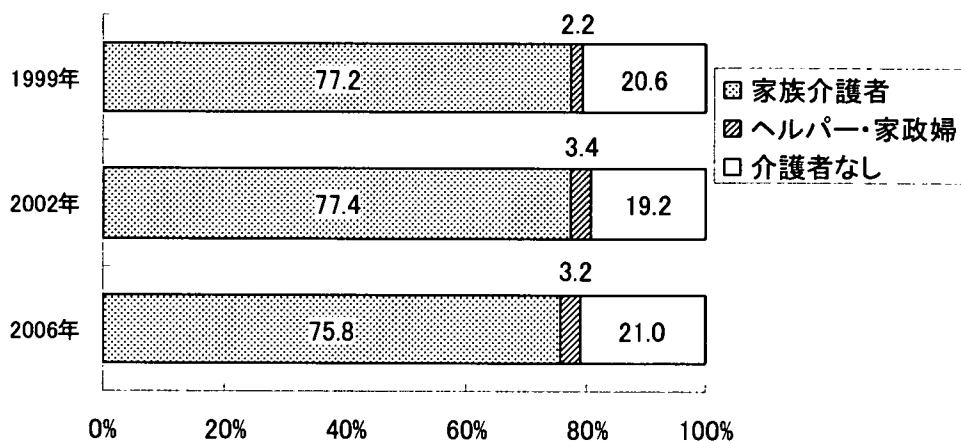


保険制度が導入されて以降の2回の調査でもほとんど変化がなかった点である。「ヘルパー・家政婦」の割合は介護保険制度導入後に増加したものの、それでも高齢者の多くが期待するのは家族であるという点では、制度の導入の効果はあまり顕著でなかった。

世帯構成と経済的困窮度によって、期待する介護者の種類の調査年による分布に差がみられるか否か検討してみたが、調査年によって有意な差は観察されなかった。

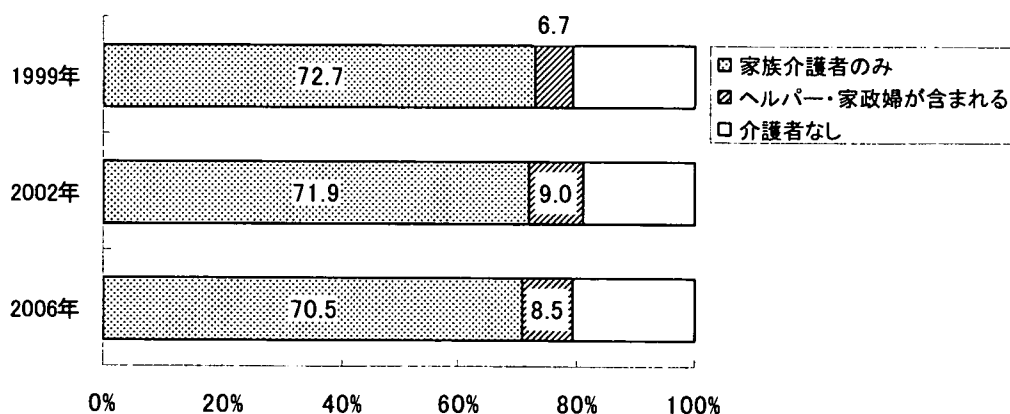
図3 一般高齢者が寝たきりの場合に期待する主介護者



注1) 多項ロジスティック回帰分析を行い、調査年の影響を分析した。分析に際しては調査年以外に、性、年齢、世帯構成、機能障害、経済的困窮度の変数を投入し、それらの影響を調整した。図中の数値は、回帰式に、調査年以外の変数について全体の平均値を代入し、推計したものである。

注2) 「家族介護者」を基準カテゴリーとした場合「ヘルパー・家政婦」の出現確率は1999年と比較し、2002年、2006年ともにP<.05の有意水準で有意に高かった。

図4 一般高齢者が寝たきりの場合に期待する介護者（副介護者も含む）



注1) 多項ロジスティック回帰分析を行い、調査年の影響を分析した。分析に際しては調査年以外に、性、年齢、世帯構成、機能障害、経済的困窮度の変数を投入し、それらの影響を調整した。図中の数値は、回帰式に調査年以外の変数について全体の平均値を代入し、推計したものである。

注2) 「家族介護者のみ」を基準カテゴリーとした場合、「ヘルパー・家政婦が含まれる」の出現確率は1999年と比較し、2002年ではP<.01、2006年ともにP<.05の有意水準で有意に高かった。

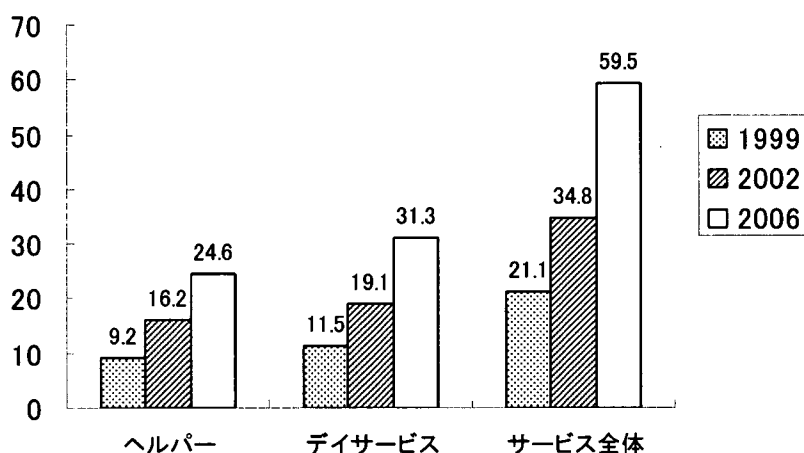
2) 障害高齢者の介護者

(1) 介護サービスの利用

「ヘルパー」「デイサービス」のいずれも利用者の割合は、1999年と比較して2002年と2006年ではいずれも有意に高かった(図5)。推計値でみると、「ヘルパー」については1999年の9.2%から2002年に16.2%、2006年には24.6%、「デイサービス」については1999年に11.5%であったものが、2002年に19.1%、2006年には31.3%と、この7年間に約3倍増加していた。2種類のサービスのいずれかを利用していても1999年と比較して2002年と2006年では有意に高く、推計値でみると、1999年では21.1%であったものが、2002年に34.8%、2006年には59.5%と利用割合が約3倍高くなっていた。

世帯構成や経済的困窮度によってサービスの利用状況に差がみられたが、世帯構成と経済的困窮度によって調査年ごとの介護サービスの利用割合の分布に差がみられるか否かを分析したが、有意な差は観察されなかった。

図5 要介護高齢者の介護サービス利用の割合



注1) 分析対象は、「お風呂に入る」「衣服を着たり脱いだりする」などの6項目にわたる基礎的動作、「身の回りの物や薬などの買い物にでかける」など4項目にわたる手段的動作のいずれかに障害のある人である。

注2) 多項ロジスティック回帰分析を行い、調査年の効果を分析した。分析に際しては、調査年以外に、性、年齢、世帯構成、経済的困窮度を投入しその影響を調整した。図中の数値は、調査年以外の変数について全体の平均値を代入し、推計したものである。

注3) いずれのサービスも、1999年と比較し、2002年、2006年の利用割合は $P < .05$ の有意水準で有意に高かった。

(2) 介護者

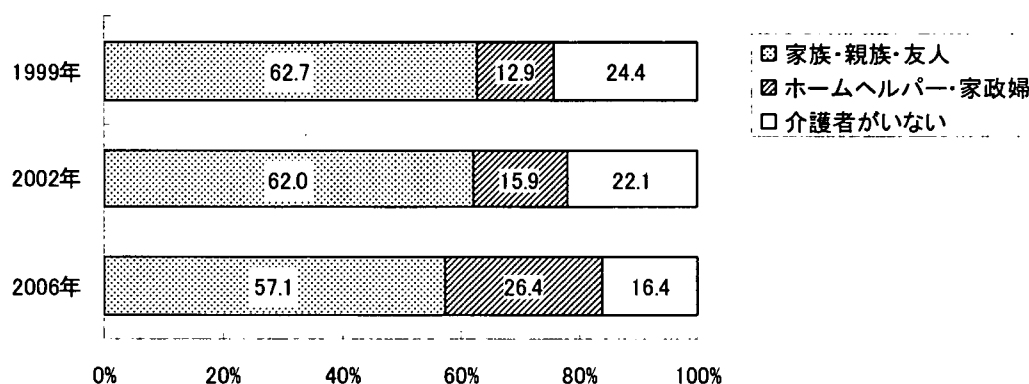
図6は、主介護者の種類別分布を示したものである。主介護者については、「ホームヘルパー・家政婦」という人の割合は1999年と比較し、2002年では増加傾向にあるものの有意な差ではなかった。しかし、2006年には有意な差がみられるほどその割合が高くなった。推計値で示すと、1999年の12.9%から、2002年には15.9%と増加し、さらに2006年には、1999年の2倍以上の26.4%に達していた。

副介護者を含む介護者の種類についても、主介護者の分析と同じであった(図7)。

すなわち、介護者に「ホームヘルパー・家政婦が含まれる」人の割合は、2002年では23.4%で1999年(17.0%)と比較し、有意な増加はみられなかったものの、2006年には34.0%と有意な増加がみられた。

さらに、世帯構成と経済的困窮度の違いによって調査年ごとの主介護者の分布の違いがみられるか分析したところ、世帯構成については単独以外の世帯で調査年ごとの主介護者の種類の分布に有意な差がみられた(図8)。すなわち、単独世帯でない場合には、「ホームヘルプ・家政婦」の割合は、1999年と比較して2002年と2006年のいずれの年においても有意に高く、推計値で示してみると、「ホームヘルプ・家政婦」の割合は、1999年では0.8%であったが、2002年では3.9%、2006年には6.5%へと増加していた。以上の結果は、副介護者を含めた介護者の種類の分析においても共通していた。ただし、単独世帯ではない世帯で「ホームヘルプ・家政婦」の割合が多くなっているといっても、2006年時点においても「家族・親族・友人」である介護者が大勢(85.6%)を占めていることについては、1999年とほとんど変化がなかった。

図6 障害高齢者における主介護者の種類

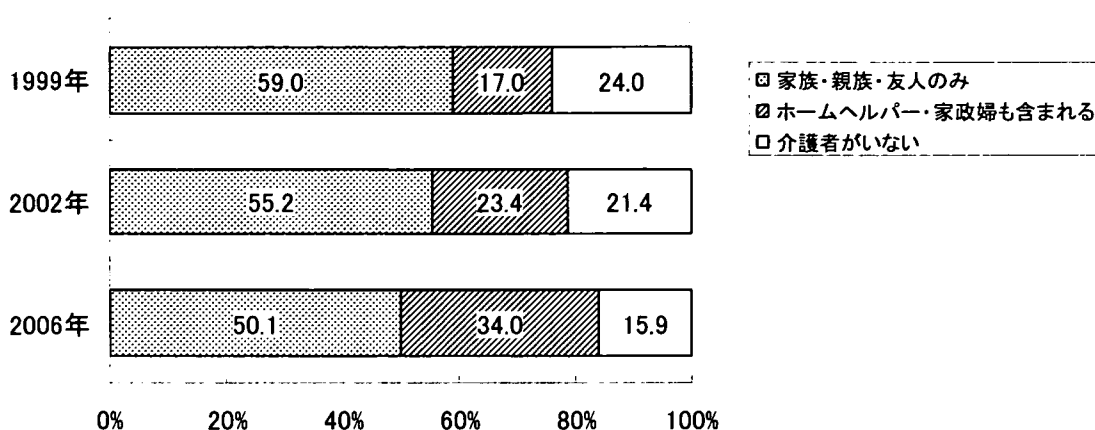


注1) 分析対象は、「お風呂に入る」「衣服を着たり脱いだりする」などの6項目にわたる基礎的動作、「身の回りの物や薬などの買い物にでかける」など4項目にわたる手段的動作のいずれかに障害のある人である。

注2) 多項ロジスティック回帰分析を行い、調査年の効果を分析。分析に際しては、調査年以外に性、年齢、世帯構成、経済的困窮度を投入し、影響を調整した。図中の数値は、調査年以外の変数については全体の平均値を代入し、推計したものである。

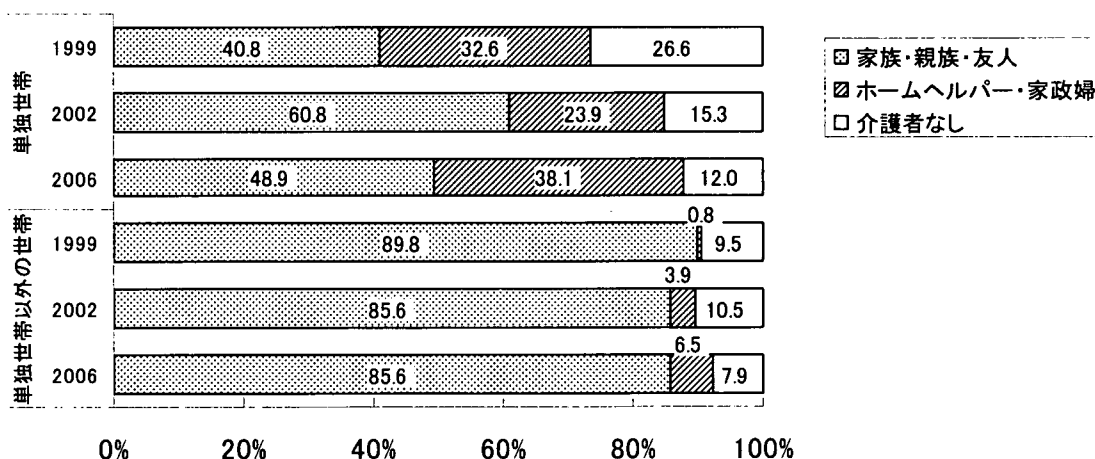
注3) 「家族・親族・友人」を基準カテゴリーとした場合、「ホームヘルプ・家政婦」の出現確率は1999年と比較し、2002年、2006年はP<.05の有意水準で有意に高かった。

図7 障害高齢者における介護者（副介護者を含む）の種類



- 注1) 分析対象は、「お風呂に入る」「衣服を着たり脱いだりする」などの6項目にわたる基礎的動作、「身の回りの物や薬などの買い物にでかける」など4項目にわたる手段的動作のいずれかに障害のある人である。
- 注2) 多項ロジスティック回帰分析を行い、調査年の効果を分析。分析に際しては、調査年以外に性、年齢、世帯構成、経済的困窮度を投入し、その影響を調整した。図中の数値は、調査年以外の変数について全体の平均値を代入し、推計したものである。
- 注3) 「家族・親族・友人のみ」を基準カテゴリーとした場合、「ホームヘルプ・家政婦も含まれる」の出現確率は1999年と比較し、2002年、2006年は $P < .05$ の有意水準で有意に高かった。

図8 世帯構成別にみた障害高齢者における主介護者の種類

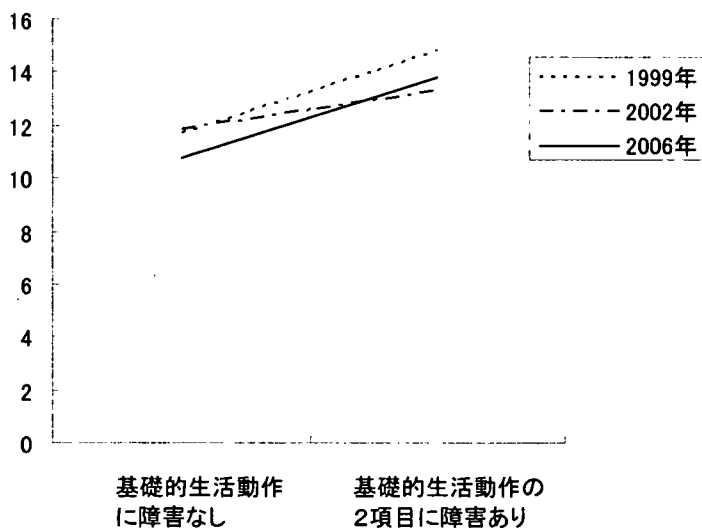


- 注1) 分析対象は、「お風呂に入る」「衣服を着たり脱いだりする」などの6項目にわたる基礎的動作、「身の回りの物や薬などの買い物にでかける」など4項目にわたる手段的動作のいずれかに障害のある人である。
- 注2) 多項ロジスティック回帰分析を行い、調査年と世帯構成との交互作用効果を分析した。分析に際しては、調査年、世帯構成、調査年と世帯構成との交互作用項に加えて、性、年齢、経済的困窮度の変数を投入しその影響を調整した。図中の数値は、調査年と世帯構成を除く変数について全体の平均値を代入し、推計したものである。
- 注3) 「家族介護者」を基準カテゴリーとした場合、単独世帯でない世帯では、「ホームヘルプ・家政婦」の出現確率は、1999年と比較し、2002年では $P < .01$ 、2006年では $P < .05$ 有意水準で有意差に高かった。

3) 障害への心理的適応

日常生活自立度と調査年との交互作用項のうつ症状に与える効果は、1999年と比較し、2002年では有意であったが、2006年では有意な効果は観察されなかった。図9には、結果を解釈するために、回帰式を利用して、日常生活自立度に障害がない場合と自立度の項目のうち2項目に障害があった場合で、うつ症状が1999年、2002年、2006年でどのように異なるか、その推計値を図に示したものである。1999年と比較した場合、2002年では生活動作の障害がうつ症状に与える効果が軽減されているものの、2006年ではその効果は1999年とほぼ同じであった。

図9 生活の自立度とうつ症状との関係

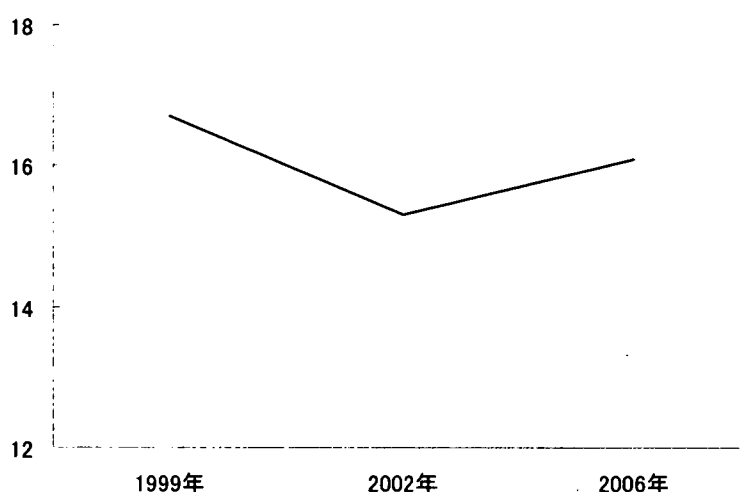


注1) 重回帰分析によって、性、世帯構成、経済的困窮度の影響を調整。図の数値は、性、世帯構成、経済的困窮度については全体の平均値を代入し推計。

注2) 生活動作自立度と調査年との交互作用効果は、1999年の調査年を基準とした場合、2002年では $P < .01$ で、2006年では有意差はみられなかった。

つぎに、基礎的日常生活動作に障害をもっている人のみを対象に、調査年によってうつ症状がどのように異なるかをみてみた(図10)。うつ症状は1999年と比較し、1999年ではかなり低いものの、2002年では1999年レベルではないものの、うつ症状が高かった。この違いを統計的に評価してみると、1999年と比較して2002年では $P < .10$ の有意水準では有意にうつ症状が低かったが、2006年では有意差は観察されなかった。

図 10 基礎的日常生活動作に障害のある高齢者のうつ症状



注 1) 分析対象は、基本的日常生活動作に障害のある人に限定。

注 2) 分析は、重回帰分析によって行い、独立変数に調査年以外の性、世帯構成、経済的困窮度、基礎的日常生活動作の自立度を投入し、その影響を調整した。図の数値は、調査年以外の変数については全体の平均値を代入し推計。

注 2) 1999 年の調査年を基準とした場合、2002 年では $P < .10$ の有意水準で有意に、2006 年では有意差はみられなかった。

4. 考察

1) 中心的な論点

本研究は、基本的には視点や研究方法論については前報を踏襲している。しかし、前報では 1999 年と 2002 年の 2 時点のみの比較であったが、本研究では 2006 年という新しい時点のデータも加えることで、介護保険制度が導入されて以降 6 年が経過した時点において、前報（導入後 2 年が経過した時点）の研究知見の妥当性を検証するとともに、新しい課題・動向の発見を意図して行った。

2) 意識の面からみた介護の社会化

介護保険制度が導入される前後で介護に関する人々の意識に変化がみられるか否かを検討できるデータは、内閣府が実施した「高齢者介護に関する世論調査」（内閣府大臣官房政府広報室、2003）などに限られる。この内閣府の調査は、介護保険制度が導入される前の 1995 年と導入後の 2003 年に実施されている。質問票には 2 回の調査に共通して「仮に自分自身が老後に寝たきりや痴呆になり、介護が必要となった場合に自宅で介護されるとしたらどのような形で介護されたいか」といった項目が位置づけられている。この調査では、「家族だけに介護されたい」との回答が 1995 年では 25.0%であったが、2003 年には 12.1%へ、他方「ホームヘルパーなど外部の者の介護を中心とし、あわせて家族による介護を受けたい」がそれぞれ 21.5%から 31.5%に増加していることが明らかにされた。介護保険制度導入による効果と断定することはできないが、介護の社会化についての意識が介護保険制度導入の結果として広がったことを示

唆する結果であったといえよう。

本研究で使用したデータベースでは、前報で1999年と2002年を比較した結果を報告したが、そこでは「在宅サービス志向」が1999年で22.4%、2002年で21.3%、「家族介護志向」はそれぞれ16.4%と21.3%、さらに「施設入所志向」がそれぞれ50.4%と49.9%と、内閣府の調査と異なり、制度の導入2年後の2002年では介護保険制度導入直前の1999年と比較して、療養場所の希望に有意な変化が観察されなかった。加えて明らかになった点は、介護保険制度が導入される以前から高齢者の意識の上では「家族介護」ではなく「施設入所志向」が主流で、この志向は介護保険制度導入2年後においても継続しているということであった。

本研究では、導入6年後の2006年のデータベースを加え、制度導入後ある程度経過した時点での意識をみた。分析の結果、前報に同じように、1999年と比較して2002年では介護希望場所に有意な差がみられなかったが、2006年では有意差が観察された。しかし、注意すべきは変化の方向性である。年齢の下限が異なるため前報の数値とは異なるが、「在宅サービス志向」が15.6%から18.8%へと増加し、他方、「施設入所志向」が52.7%から45.7%へと減少していたものの、「家族介護志向」についてはほとんど変化していなかった（1999年は14.5%、2006年は13.8%）。つまり、意識の変化は「施設介護」から「在宅サービス志向」へという「社会的介護」の内部での意識の変化であり、介護保険制度の理念である「家族介護」から「社会的介護」へという意識の変化としてみることはできない結果であった。

私的介護基盤や経済による格差については、前報では観察されなかったものの、今回、2006年のデータを加えることで、上記の意識の変化が単独世帯ではなく、私的介護基盤がある「単独世帯ではない世帯」でみられていることがわかった。介護保険制度が私的介護基盤の弱い単独世帯の高齢者に対してより社会的な介護で支援するように作用するのか、それとも私的な介護から社会的な介護へ転換させるのかが論点の1つであるが、本研究では私的な介護基盤のある高齢者の意識に大きな影響をもたらしていることが明らかとされた。ただし、その意識の変化は「家族介護」から「社会的介護」という動きではないという点は注意していくことが必要である。

以上の分析は施設介護も選択肢に加えたものであるが、在宅での生活において寝たきりのような状態になったときだれから介護を受けることができるかについても分析した。前報では、主介護者、または副介護者を含めた介護者について、いずれの指標²でも「ホームヘルパー・家政婦」の占める割合が1999年と比較して2002年では増加していることが明らかにされた。しかし、他方では「家族・親族・友人」という私的な介護基盤に頼る高齢者が2002年においても70%以上おり、私的な介護基盤が占める割合に大きな変化はみられないことも明らかとなった。今回の分析では、前回の調査から4年が経過し、介護保険制度が十分に定着しているとみられることから、「ホー

² 2つの指標とは、主介護者について「家族・親族・友人」「ホームヘルプ・家政婦」「介護者がいない」の分布と、副介護者までを含め介護者が「家族・親族・友人のみ」「ホームヘルプ・家政婦を含む」「介護者がいない」の分布のことである。

ムヘルパー・家政婦」の割合がより一層増加し、「家族・親族・友人」が減少することが期待されたが、実際は「ホームヘルパー・家政婦」の割合については、1999年と比較して有意に高いものの、2002年と比較してむしろ減少する傾向にあり、一般の高齢者の意識のレベルでは在宅介護に限定しても介護の社会化に関する意識は2002年以降進展しているとはいえない結果であった。

さらに、世帯構成や経済的困窮度によって主介護者や副介護者を含む介護者の種類の分布に有意差がみられたが、これらの変数と調査年との間には有意差が観察されず、これも2002年と共通していた。2006年においても2000年と同様に経済や私的な介護基盤による格差については介護保険制度が導入されて6年が経過しても解消されていないことが示唆された。

3) 実績の面からみた介護の社会化

厚生労働省の統計では、在宅サービスの利用回数が介護保険制度導入後かなり増加していることが示されている。しかし、利用者数や利用者中の回数の変化だけでは、サービスの利用者の裾野が拡大し、ニーズがあるにもかかわらず利用せずにいた人がどの程度利用するようになったかは評価できない。前報では障害をもつ高齢者について、「ホームヘルプサービスの利用」「デイサービスの利用」「ショートステイの利用」および「3種類のいずれかを利用」の4つの指標に基づき、それぞれの利用者の割合が1999年と2002年でどの程度異なるかを分析した。その結果、「ホームヘルプサービス」が9.0%から14.9%に、「デイサービス」が11.3%から17.9%に、さらにこれらのサービスを1つでも利用している人が20.2%から28.8%に増加していることを明らかにした。今回の分析では、より一層利用が進み、1999年と比較すると利用者の割合がいずれの指標でみても約3倍に増加していることがわかった。推計値でみると「ホームヘルプサービス」「デイサービス」のいずれかを利用している人の割合が2006年には約60%であった。サービスへのサクセスは、2002年と比較しても格段に向上していることが示唆された。

以上のように、在宅サービスへのアクセスは格段に向上しつつあるものの、介護サービスが私的な介護基盤を代替くらい大きな比重をもってきているといえるのであろうか。前報では、介護者の種類の分布³は、2002年では1999年と比較して、「ホームヘルパー・家政婦」の割合については、主介護者に限定しても、また副介護者を含んだ指標でみても、多少増加する傾向がみられたものの、有意な差はなく、2002年時点では「家族・親族・友人」が約80%を占めているということでは大勢には変化がないことを明らかにした。今回の分析では、主介護者（推計値）については「家族・親族・友人」に対する「ホームヘルパー・家政婦」の比は1999年で.21であったが、2002年では.26、2006年には.46、副介護者を含めた場合には、その値はそれぞれ.29、.43、.68であった。つまり、2002年と比較しても介護者が私的な介護から介護サービスへの代

³ 一般高齢者の規範のところを用いた2つの指標と共通している。

替がかなり進んでいることが示唆された。

しかし、主介護者については、2006年においても「家族・親族・友人」の割合が57.1%（「ホームヘルプ・家政婦」は26.4%）、副介護者を含めても50.1%（「ホームヘルプ・家政婦」は34.0%）の割合を占めていた。介護の社会化が推進しているといってもか、介護の基盤の半分以上は依然として私的なものによって支えられており、介護サービスは周辺部分を支えている現状にあるみることができる。

世帯構成と経済的困窮度の違いによって調査年ごとに主介護者・介護者を含む介護者の種類の分布に差がみられるか分析したところ、世帯構成については単独以外の世帯で調査年ごとの主介護者・副介護者の種類の分布に有意な差がみられた。その有意差は、単独世帯でない世帯において「ホームヘルプ・家政婦」の割合が1999年と比較して2002年と2006年のいずれの年においても有意に高いということであった。前報においても、同様の結果がえられており、2002年以降も、私的な介護基盤のある同居者がいる世帯において、家族介護から介護サービスへという介護の社会化への転換がより一層進展していることが示唆された。ただし、単独世帯ではない世帯で「ホームヘルプ・家政婦」の割合が多くなっているといっても、2006年時点においても「家族・親族・友人」である介護者が大勢（85.6%）を占め、圧倒的には私的な介護によって支えられていることをみておくことが必要である。

4) 自立度低下に対する心理的適応

要介護状態になった場合、それがストレス源となり精神健康の低下がみられる。その原因としては、身体的な障害による直接的な影響だけでなく、自尊感情の低下や将来に対する不安などが媒介したり、さらに家族をはじめ周囲の人に依存することになるため、負担をかけるという心情も精神健康の低下と関係していると指摘されている（Seelback, 1984）。このように精神健康の低下のメカニズムを考えるならば、介護保険制度が、必要なときに在宅サービスが利用でき、周囲の人の負担の軽減にもつながるような体制を提供しているとするならば、介護保険制度が導入されてことで、自立度に障害をもっている人であっても精神健康の低下がかなり緩和されるといった仮説をたてることができる。

以上の問題関心にに基づき分析した結果、前報では自立度の障害がうつ症状に与える効果が1999年と比較し、2002年では有意に低いことを明らかにした。つまり、上記の仮説を支持する結果がえられたわけである。今回の分析では、1999年と比較して2006年では自立度の低下がうつ症状に与える効果に有意差はなく、2002年と共通する結果が得られなかった。この結果が妥当であるとするならば、次のような解釈も可能である。介護保険制度の導入当初は介護の社会化を目指した画期的な制度であるということ、介護保険制度に対する期待が大きく膨らみ、実態はともかく障害をもった高齢者の間では家族に負担をかけないですむという安心感が生まれ、適応が促された。しかし、介護保険制度の導入前後でかならずしも家族介護者の介護負担が軽減されず、サービスの利用者限定してもむしろ利用効果が減っているのではなかと思われる知見も示

されるようになった（杉原，2005）。つまり、介護保険制度が実施されて6年間の経過し、自分がサービスを利用したり、周囲の人から利用しての結果を見聞きするなかで、障害高齢者の間で、導入当初あった介護保険制度に対する期待感や周囲に迷惑をかけないですむという安心感が萎んできているのではないか。その結果として障害に対する適応が十分に図られなくなっているといった解釈もできる。ただし、今回の分析結果が妥当であるか否かについては他に研究がないため議論することができない。本研究プロジェクトが2006年以降も継続されるとすれば追試を行うことが必要である。

5. おわりに

現実の介護の場面においては、介護保険制度導入前の1999年と比較して、導入2年後の2002年、さらに導入6年後の2006年では、利用者の割合だけでなく、介護者に占める介護サービスの比重がより一層大きくなっていることが明らかとなった。介護保険制度の導入後、介護サービスへの近接性がより一層高まることで、介護の社会化が継続的に進展してきていることが示唆されたといえよう。しかし、介護サービスに比重が高まったといっても、介護サービスへの全面的な代替とはなっておらず、介護保険制度の導入後6年を経過した時点でも、依然として私的な介護が過半を占めていることも明らかとなった。それは特に私的な介護基盤がある同居者がいる高齢者において著しいことが明らかとなった。

一般高齢者については、家族介護から介護サービスへの転換という点でみると、2002年と比較して2006年では大きな変化はみられず、導入後継続して、介護保険制度を支える意識が普及しつつあるとはいえなかった。

介護サービスの利用について特に私的支援による格差が指摘されてきたが、介護保険制度が導入されていこうもそれは是正されず、私的な介護基盤のある人では介護サービスの利用が低い状態であることに変化はなかった。

高齢者の自立度の障害に対する心理的適応については、1999年と2002年のデータでは介護保険制度導入後に適応が促進させることを支持する結果が得られた。しかし、その効果については2006年では統計的にみて有意な結果ではなかった。今後、その効果がどのように変化するか追試していくことが必要であろうが、結果が妥当であるとすれば、導入後6年を経過する中で制度に対する期待感や周囲に迷惑をかけないですむという安心感が萎んだ結果、制度導入の心理的適応に与える効果が減じたのかもしれない。

文献

三浦文夫，2000，「新世紀に向けての福祉の新潮流」『都市問題』91(11)：3-12

内閣府大臣官房政府広報室，2003，『高齢者介護に関する世論調査』

Seelback, W. C., 1984, "Filial responsibility and care of aging family members."

In W. H. Quinn and G. A. Hughston (eds.) *Independent aging: Family and social*

system perspectives. Rockville. MD: Aspen, pp. 92-109.

杉澤秀博, 2004, 「介護保険制度の導入と高齢者の社会的支援態勢・適応指標の変化」,
東京都老人総合研究所社会参加・介護基盤グループ編『後期高齢期における健
康・家族・経済のダイナミクスⅡ』, 55-66.

杉澤秀博・中谷陽明・杉原陽子編著, 2005, 『介護保険制度の評価－高齢者・家族の視
点から－』三和書籍, 7-34.

杉原陽子, 2005, 「介護の社会化や在宅重視の理念はどの程度達成されたか」杉澤秀
博・中谷陽明・杉原陽子編著, 2005, 『介護保険制度の評価－高齢者・家族の視
点から－』三和書籍, 73-99.

第2節 経済的地位の世代間連鎖

—低所得層にいる高齢者は子どもを頼ることができるのか—

慶應義塾大学経済学部

山田 篤裕

要約

日本における高齢者の所得格差と相対的貧困率は先進国の中で相対的に高く、親子間の経済的支援がいまだ重要であるが、それは近年急速に崩れつつある。一方、公的年金の給付水準は低所得層にある高齢者を含め緩やかに切り下げることが決められている。こうした変化を背景に低所得層にいる高齢者は子どもからの経済的支援を期待できるのか、JAHEAD Wave 7の子ども調査を用い、高齢者と子どもの経済的地位の相関の観点から明らかにした。

その結果、世帯収入、就労収入、貯蓄総額のいずれも息子については経済的地位の世代間連鎖が存在していることが明らかにされた。この世代間連鎖の存在は子どもの経済的支援にこれ以上頼ることの困難さを示している。高齢者が子どもからの経済的支援を得ようとも、その子どもも低所得・低貯蓄である可能性が高いからである。経済的地位の世代間連鎖といった観点からも、生活保護の扶養義務範囲を再考する必要性がある。

1. はじめに

1980年代から10年以上、日本において格差・貧困問題はやや手薄い研究分野対象となっていた。しかし1990年代以降、星野（1995）と橘木（1998）をはじめとする経済格差や貧困に関する夥しい研究成果が蓄積されてきた¹。こうした1990年代以降の格差・貧困問題研究のいずれも世代「内」の格差・貧困に焦点をあてている。

しかし、機会の平等の確保といった視点からより重要視されるべきは経済的地位の世代「間」連鎖である。すでにパネルデータの開発が進んだ欧米諸国では、格差や貧困がどの程度世代間で受け継がれているのかについて、新たに研究が蓄積されつつある²。

高齢者の社会保障を考える際に、こうした経済的地位の世代間連鎖を明らかにする

¹ 星野（1995）、橘木（1998）、小川（2000）、山田（2000, 2002, 2004）、駒村（2003）、大竹（2005）、橘木・浦川（2006）、岩田（2007）、などを参照のこと。

² D'Addio（2007）は世代間でどれほど格差や貧困が受け継がれているのかについてOECD加盟国における詳細な文献サーヴェイを行っており、こうした研究蓄積を概観するのに参考になる。

意義は、年金や医療・介護保険制度などが今日まで整備されてきたとはいえ、日本ではまだ家族間の私的支援に頼っている部分が多いので、そうした私的支援の将来的可能性を把握できることにある。山田（2002）で明らかにされたように、同居による成人子ども世帯からの経済的支援はいまだに公的年金を補足するものとして重要である。また、介護保険制度導入により公的在宅介護サービスの提供が充実してきたとはいえ、家族による介護サービスも依然として重要な供給主体となっている。

将来的に、少子化や三世同居に対する選好が低まることにより、私的支援が今後、それほど期待できないことは自明である。しかし、社会保障の最後の安全網である生活保護制度があまり機能していない現状³および 2004 年年金制度改革によって導入されたマクロ経済スライドにより実質的な年金給付水準を引き下げられていく事を考えると、高齢者の就業が進まず彼らの就労所得に期待できないなら、私的支援の重要性は将来、逆に増していく可能性さえある。

経済的地位の世代間連鎖がなければ、親子間の経済的支援はそれほど困難ではない。一方、経済的支援が必要な高齢者が低所得層にいて、もしその子どもも低所得層にいるなら、私的支援が困難であることは自明である。すなわち、経済的地位の世代間連鎖が確認されるなら親子間の経済的支援は困難である。

本章は、今回の JAHEAD Wave 7 で導入された子ども調査を中心に、W7 時点（2006 年）での高齢者の経済的地位が子どもの経済的地位とどれほど相関があるかを分析し、こうした私的支援の可能性について明らかにすることを目的とする。

本節の構成は以下のとおりである。第 2 項で、日本における高齢者の所得格差と相対的貧困の特徴を明らかにした上で、親子間の経済的支援がいまだに重要である実態を示す。第 3 項で日本における世代間の経済的地位の連鎖に関する数少ない論文を紹介したうえ、JAHEAD Wave 7 の子ども調査により高齢者の経済的地位が子どもの経済的地位とどれほど相関があるか、探索的な手法により明らかにする。第 4 項で結びに代え、本章での発見事実の政策的含意について簡潔に述べる。

2. 高齢期における経済的地位の世代間連鎖研究の意義

1) 国際比較から見た日本の高齢者の所得格差と相対的貧困

清家・山田（2004）で初めて明らかにされたように、日本は 18-64 歳人口（現役世代）より 65 歳以上人口（高齢世代）の方が、所得格差が大きいという比較的珍しい特徴を持つ国である。近年の格差拡大を高齢化による「見せかけ」とする見解もあるが、そうした見解はこうした所得格差に関する日本の特徴を無視している。清家・山田（2004）では、その理由を高齢世代の就業率の高さに求めている。すなわち、65 歳以上全員が実際に引退して年金生活を送っているような国より、日本のように 65 歳以上になっても就業者が多いような社会では、格差は開きにくい。一般的に公的年金受

³ やや古い数字ではあるが山田（2006）では 1990 年代半ばの生活保護制度の捕捉率を計算している。その結果、保有資産額を考慮したとしても高齢単身世帯で捕捉率は 3 割未満となっており、生活保護制度が適正な防貧機能を果たしていないことを示している。

給額よりも就労収入額の方が高く、また公的年金制度には所得再分配機能が含まれているため、就労収入と公的年金を組み合わせるより、公的年金のみで生活する方が格差は開きにくいからだ。

OECD の所得分配・貧困プロジェクトの報告書（Förster and Mira d'Ercole, 2005）を見る限り、2000 年代に入っても現役世代より高齢世代の方の所得格差が大きいたという日本の特徴は健在である。図表 1 は、このことを示している。この図表では、18-64 歳層の等価可処分所得⁴の Gini 係数の大きさと、65 歳以上の等価可処分所得の Gini 係数の大きさを比較している。Gini 係数は、不平等指標の中で最も多用されているものであり、完全平等の時に 0%、完全不平等の時に 100%の値を取る。

図表 1：現役世代と引退世代の不平等（Gini 係数）の大きさ

	18-64歳層		65歳以上		18-64歳層		65歳以上
AUS	29.5	>	28.0	LUX	26.2	>	24.9
AUT	24.6	>	24.3	MEX	48.0	<	53.3
BEL	n.a.	..	n.a.	NLD	25.0	>	21.9
CAN	30.5	>	26.0	NZL	33.0	>	27.5
CZE	26.0	>	17.7	NOR	26.0	>	21.7
DEN	22.6	>	21.6	POL	37.0	>	30.5
FIN	26.0	>	24.3	POR	34.8	<	37.5
FRA	27.2	>	26.9	SPA	32.3	>	30.9
GER	27.2	>	26.9	SWE	24.2	>	21.6
GRC	33.5	<	37.2	SWI	26.4	<	28.8
HUN	29.6	>	23.4	TUR	43.4	<	50.9
IRL	29.0	<	32.9	UKG	31.9	>	27.8
ITA	34.5	>	32.4	USA	34.6	<	36.9
JPN	31.0	<	33.8	OECD avr	30.5	>	29.6

出所：Förster and Mira d'Ercole (2005) から筆者作成。

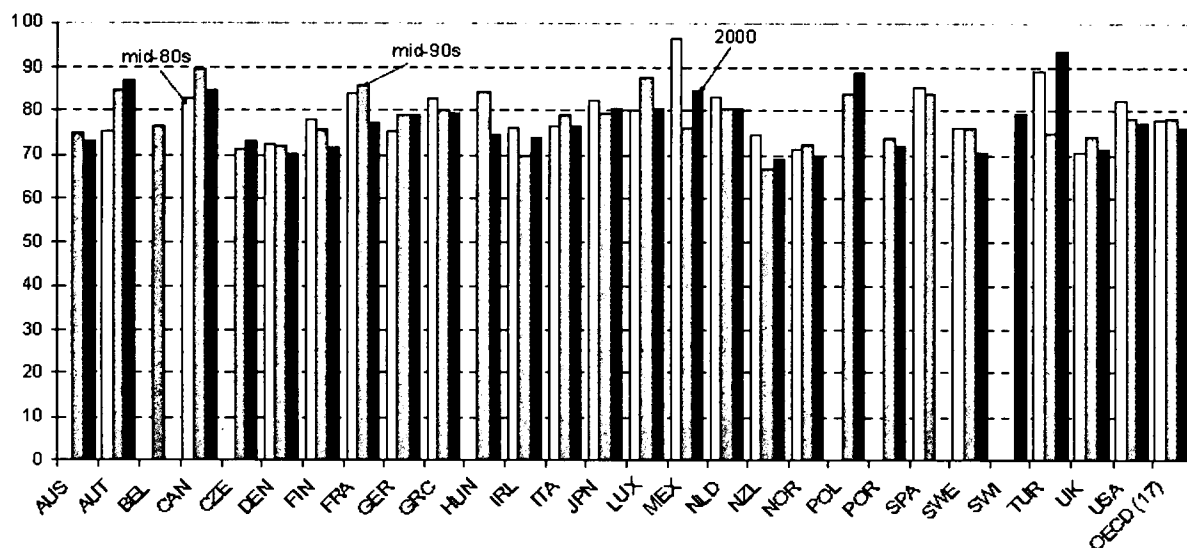
図表 1 では、OECD 加盟 26 カ国についてそれぞれの世代の Gini 係数の大きさが相対的な大小を示す不等号とともに示されている。この図表から明らかのように、多くの国では現役世代（18-64 歳層）の Gini 係数の方が、高齢世代（65 歳以上）の Gini 係数よりも高くなっている。逆に高齢世代（65 歳以上）の Gini 係数の方が高くなっているのは、日本を含め 8 カ国しかない。

一方、多くの高齢者が日本では就業していることと関連し、平均でみた相対的な所

⁴ 等価可処分所得とは、世帯可処分所得を世帯人員の 0.5 乗で割ったものであり、世帯可処分所得をその世帯に属する世帯員の享受する経済的厚生に変換した概念である。たとえば、4 人家族で 400 万円の可処分所得がある場合、その世帯で各世帯員が享受する経済的厚生（＝等価可処分所得）は $400 \text{ 万円} \div \sqrt{4} = 200 \text{ 万円}$ という計算になる。こうした計算方法は暗黙に 2 つの仮定を置いている。第一は、世帯に働く規模の経済性の存在である。これは 2 人で暮らすのに必要な所得は 1 人で暮らすのに必要な所得より、共通経費などがあるので少なくて済む、ということの意味している。第二は世帯所得が世帯員間で平等に分配されている、というものである。

得水準は OECD 加盟国の中でも日本はトップクラスにある。図表 2 は、66-75 歳層の疑似所得代替率を示している。ここでは、疑似所得代替率を「51-65 歳層の平均等価可処分所得に対する、66-75 歳層の平均等価可処分所得の比」として定義している。日本の疑似所得代替率は、年によってやや変動はあるが、直近 2000 年では 8 割を超えており、他の OECD 加盟国と比較し遜色ない水準にあるといえよう。

図表 2：66-75 歳層の疑似所得代替率（1985-2000 年）



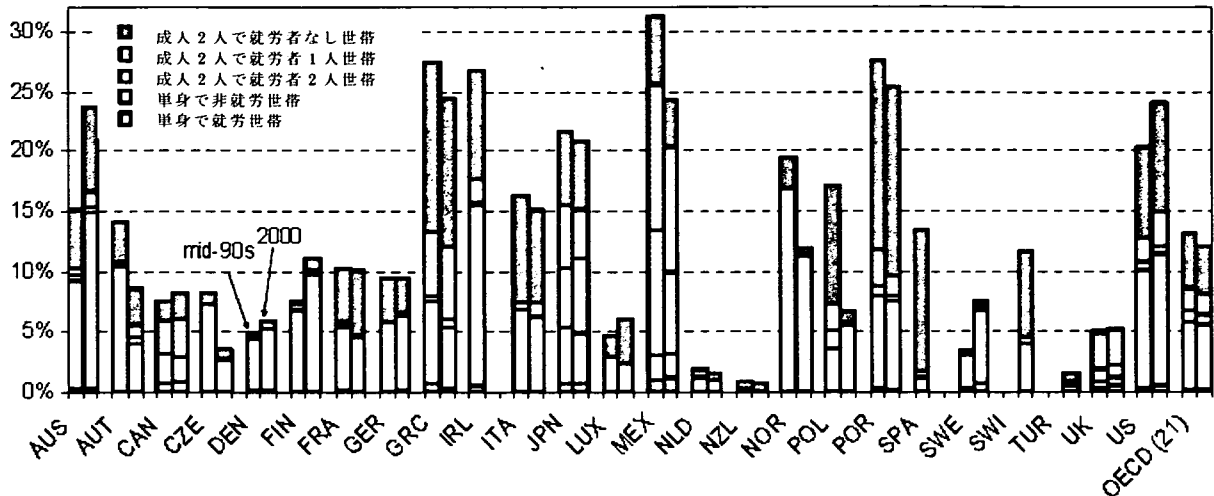
出所：Förster and Mira d'Ercole (2005)

2) 崩れつつある三世代同居による高齢者の私的支援

ただし、高齢世代における所得格差が大きく、疑似所得代替率が相対的に高い水準にあるということは、低所得にある高齢者もかなりの割合存在しているということでもある。図表 3 は高齢世帯（65 歳以上が世帯主）の相対的貧困率および世帯員数・就労状況で分類した世帯構成による内訳を示している。ここでは相対的貧困率は「中位等価可処分所得の 50% 以下の所得しかない人の割合」と定義されている。

日本の高齢世帯の相対的貧困率は 1995 年から 2000 年までの間にやや低下しているが、それでも 20% を超えている。日本のように相対的貧困率が 20% を超えているのは、ここで示されている OECD 加盟国 21 カ国の中、7 カ国である。日本の高齢世帯の相対的貧困率は高いといえる。さらに、ここでは高齢者が世帯主となっている場合を高齢世帯としているので、経済的基盤が弱いために被扶養者となっている高齢者（三世代同居で成人子ども世帯の方が世帯主となっているような場合）は定義に含まれていないことに留意する必要がある。

図表 3：相対的貧困である高齢世帯の構成（1995、2000年）



出所：Förster and Mira d'Ercole (2005)

実際、単身高齢世帯や夫婦高齢世帯より、世帯主でない世帯に属している高齢者（＝三世帯同居世帯）の方が成人子ども世帯との同居によって経済的厚生水準は高くなっている。図表 4 では、第 I 所得五分位にある後期高齢者の割合が世帯類型別に示されている。所得五分位とは所得を低い方から高い方に並べて 20%ずつ人数を区切って 5 区分したものなので、定義上、所得が最も低いグループである第 I 所得五分位には人口の 20%が必ず含まれているはずである。第 1 列目の 18 歳以上計の数字がすべて 20%となっているのはこのことを示している。したがって、20%という数字よりも高ければ、その世帯類型では低所得になる（第 I 所得五分位に入る）リスクが高い、とみなすことができる。

図表 4：第 I 所得五分位にある後期高齢者の割合（1995 年、世帯類型別）

	18歳以上		75歳以上		
	18歳以上計	75歳以上計	単身女性世帯	有配偶女性二人世帯	世帯主でない単身女性と他の世帯員で構成される世帯
カナダ	20	34	61	20	7
フィンランド	20	43	75	20	10
ドイツ	20	31	43	15	..
イタリア	20	23	43	16	12
日本	20	34	79	59	18
オランダ	20	43	51	41	..
スウェーデン	20	32	38	22	..
イギリス	20	39	47	39	13
アメリカ	20	35	56	23	19

注：サンプル数が 40 を切るセルは「..」と示す。

出所：Yamada and Casey (2002).

75歳以上計では、約3割から4割が第I所得五分位にあり、相対的に低所得になるリスクの高いことが示されている。さらに単身高齢女性世帯に限ると、さらにその割合は高くなり、日本の場合には約8割となっており、比較対象国中、日本は突出して高くなっている。世帯主でない単身高齢女性と他の世帯員で構成される世帯（＝三世代同居世帯）では、第I所得五分位に属する高齢女性は2割で、他の75歳以上の世帯類型と比較してかなり低い割合となっている。このように依然として高齢者の三世代同居は低所得を避けるための有効な手段となっていることを、図表4は示している。

一方、図表3で示されたように、日本では、相対的貧困にある高齢世帯の中、非就労の単身高齢世帯や、1人が就労している成人2人高齢世帯（多くは高齢夫婦世帯）の割合が1995年から2000年にかけて下がっているが、2人以上就労している成人2人高齢世帯（三世代同居世帯を含む）の割合が高くなっている。三世代同居世帯の割合が低くなっているにも関わらず、こうした現象が観察されるということは、三世代同居による親子間の経済的支援を通じた私的な安全網が崩れつつあることを示唆している。

3) 高齢期における貧困を取り巻く政策の変化

周知のように、日本の社会保障給付費の半分以上を占めているのが、公的年金給付である。先進国の中でも日本は社会保障給付に占める公的年金給付の比率が高くなっている。この公的年金給付から税⁵を控除した後の純社会移転（生活保護部分も含む）は、1995年から2000年までの間に生じた高齢世帯の相対的貧困率引き下げに寄与している。このことを示したのが図表5である。この図表では、高齢世帯の相対的貧困率の変化を3つの要因に寄与度分解している。その3つの要因とは、①高齢世帯内における世帯構成の変化（changes in population structure）、②純社会移転（＝公的年金給付額から税を控除した額：changes in taxes and transfers）の変化、そして③市場所得（＝私的年金給付などの資本所得と就労収入額の合計）段階での相対的貧困率の変化（changes in market-income poverty）、である。3番目の要因である市場所得段階における相対的貧困率とは、中位等価可処分所得の50%を相対的貧困線（すなわち通常の相対的貧困率計測のための貧困線）として、税控除や公的年金等の社会移転「前」の市場所得のみで評価し、この相対的貧困線を下回っている人の割合である。

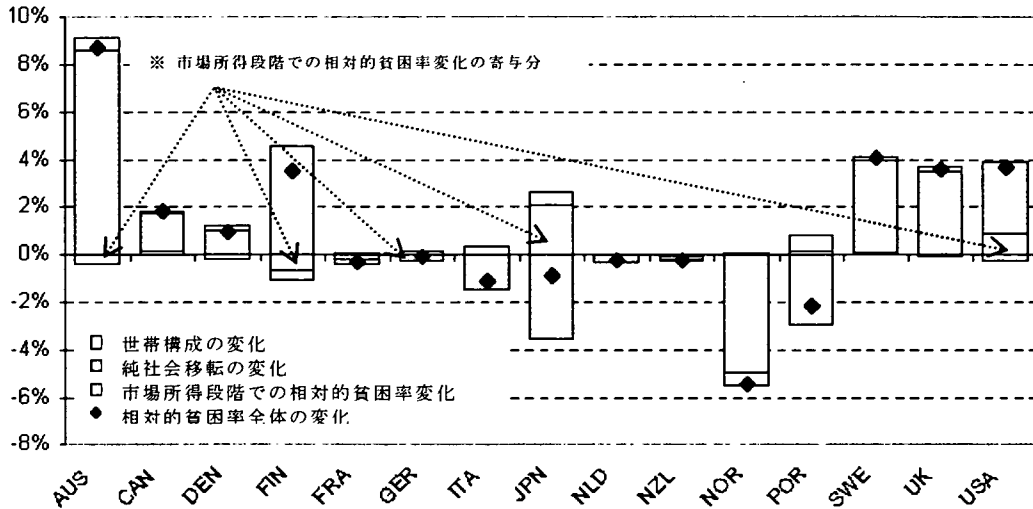
3要因による相対的貧困率への寄与の合計が黒い菱形として表示されている。黒い菱形が0%より上（プラス）にあれば、1990年代半ばから2000年の間に3要因の寄与の合計は相対的貧困率を上昇させる方向に動き、0%より下（マイナス）にあれば、その逆に相対的貧困率を引き下げる方向で働いたことになる。

相対的貧困率が上昇している国、低くなっている国ともに、純社会移転の変化が最も大きく寄与している。世帯構成の変化は、ここで示されたいずれの国においても相

⁵ なおここでいう税とは必ずしも社会移転給付にかかるものばかりではなく、就労所得や資本所得がある場合にはその所得にかかる税も含まれている。

対的貧困率の変化に大きな影響力はない。

図表 5：高齢世帯の相対的貧困率変化（1995－2000年）の寄与度分解



出所：Förster and Mira d'Ercole (2005)

日本（およびアメリカ）で特徴的であるのは、市場所得段階における相対的貧困率の寄与が他の国と比較して大きく（日本では2%ポイント、アメリカでは1%ポイント）、貧困率を上昇させる方向に働いているということである。この理由として2つの可能性が考えられる。第一に、1995年と2000年の間に高齢者の就業率が下がっており、それによって高齢者の就労収入（＝市場所得）は低くなった。すなわち市場所得のみで相対的貧困線以上の所得を達成できる人々が減ってしまった可能性である。第二は同居する成人子ども世帯の就労収入が減ってしまった可能性である。いずれの可能性も、公的な所得保障に頼る高齢者の増大を意味しており、マクロ経済スライドによって公的年金給付水準の実質的価値が緩やかに切り下げられる中、自助努力や私的支援に頼ることが一層困難となってきていることを意味する。

次節では、親子間の経済的支援の困難さについて経済的地位の世代間連鎖といった角度からさらに掘り下げて分析する。

3. 高齢期における経済的地位の世代間連鎖

1) 経済的地位の世代間連鎖に関する経済学的研究の蓄積

Solon (2004)で議論されているように理論的には経済的地位の世代間連鎖は、親から子への人的資本（教育）投資、人的資本投資の収益率、そして公共政策による再分配的な人的資本投資によって決まるとしている。こうした理論から含意されるのが、子の所得を被説明変数とし、親の所得を説明変数とする計測式で、先進国においてはこの計測式による実証研究の蓄積が急速に進んでいるところである。

D'Addio(2007)は先進国における経済的地位の世代間連鎖に関し、膨大な量の文献サーヴェイを行った上、以下のことを指摘している。まず経済的地位の世代間連鎖（就

労所得の世代間移動性向)は各国で大きく相違している。就労収入の世代間移動性向は、北欧諸国、カナダ、およびオーストラリアで相対的に高く(すなわち親の就労収入と子どもの就労収入の相関は低い)、イタリア、アメリカ、イギリスで相対的に低くなっている(すなわち親の就労収入と子どもの就労収入の相関は高い)。また世代間移動性向は教育投資を規定している個人と世帯属性(使用言語、移民かどうか、民族的出自、世帯員数など)、そして所得分布のどこに位置しているかで異なっている。移動性向は所得分配の両端(低所得層と高所得層)で概して低くなっている。また所得格差と教育投資の収益率が大きい国で移動性向は低くなっており、就労収入より世帯所得の影響の方が強くなっている。さらに資産や福祉給付の受給等も世代間で連鎖しており、児童への保育・教育・保健投資はこうした世代間連鎖を弱めることに寄与している。

日本では、こうした個票を使用した経済的地位の世代間連鎖に関する経済学分野での研究蓄積はそれほど多くない。ライフサイクル仮説(=貯蓄は高齢期の就労所得の減少を補うために使われ、遺産は寿命の不確実性から生じるという仮説)、王朝仮説(=子孫の効用・満足の最大化を達成するために財産を遺すという仮説)、戦略的遺産動機モデル(=高齢期における介護や扶養などの対価として子孫に財産を遺すという仮説)などの経済学モデルの検証において貯蓄や贈与・遺産は扱われることが多く⁶、直接的に世代間連鎖を取り扱った論文は少ない。SSM調査などを中心として社会学分野で行われている膨大な世代間の社会(職業)移動研究⁷の蓄積と対照的である。

とはいえ近年、直接的に経済的地位の世代間連鎖を分析した経済学分野で野研究が無いわけではない。佐藤・吉田(2007)はJGSS調査を用い、父所得と本人所得の所得連鎖に関し貧困・富裕双方の連鎖を指摘している。この研究結果はD'Addio(2007)の文献サーヴェイで指摘された「就労収入における世代間の連鎖は所得分配の両端で起きているとする研究結果が多い」という点と整合的である。また教育や職業選択を通じてこの世代間連鎖が起こっている、ということも先進国のこれまでの研究結果と整合的である。また塚原(2007)では相続資産分を除いたとしても、相続を受けた世帯の方が受けていない世帯よりも金融資産額が多いこと、所得が高い子ども世帯ほど相続予定確率が高いことを見出し、経済的地位の世代間連鎖を資産の面から確認している。

教育に関しては日本においても経済学の分野で比較的蓄積の進んだ分野である。たとえば中村(1993)は『就業構造基本調査』を用い、大学・短大進学確率に父親所得

⁶ 貯蓄動機に関する経済学分野の文献サーヴェイについてはHayashi(1997)やHorioka(2007)で行われており参考になる。なお、こうした戦略的遺産動機モデル(あるいは交換モデル)について、高齢者からその子どもへの資産提供の効果より、高齢者とその子どもの住居の距離や子どもの性別の効果の方が、高齢者へのサポートの決定要因としてより重要であるとする社会学的研究もあり、モデルの批判的再検討が必要である。詳しくは、直井他(2006)および小林・Liang(2007)を参照されたい。

⁷ たとえば近年の研究では原・盛山(1999)、佐藤(2000)、直井・藤田編(2008)などがある。

が正の効果を与えることを示している。松浦・滋野（1996）は世帯収入や資産額が私立学校の選択確率や通塾費に正の効果을及ぼしていることを示している。さらに最近では四方（2007）が、初等・中等・高等教育いずれの段階においても親の所得が高くなると通塾費が高くなること、高等教育に関しては教育費自体（通塾費を含む）も高くなることを見出している。

これらの過去の研究蓄積を踏まえ、以下、経済的地位の世代間連鎖を分析する。

2) データ

以下の分析には JAHEAD Wave 7 の子ども調査データを親調査データとマッチングしたサンプルを用いた。冒頭でも述べたように、この子ども調査は、別居子を含め、親子をペアで調査したという点で、これまでの日本調査史上、画期的なデータである⁸。このことで、従来のデータでは分析できなかった別居の子どもからの詳細な情報も入手可能であり、親と子の経済的地位の連鎖をより正確にかつ直接的に確認できる。

経済的地位に関する変数は JAHEAD では欠損値の多い項目となっているが、ここでは欠損値の補完は行わず、単純に分析対象から落としていく。その結果、最終的な分析対象サンプルとして 423 サンプルを得た。図表 6 は使用した変数の記述統計量を示している。ただし、貯蓄総額については 4 割が不詳あるいは無回答であるので、貯蓄総額不詳あるいは無回答というダミー変数を作成し、貯蓄総額不詳あるいは無回答のサンプルについては分析対象から落としていない。

図表 6：記述統計

	男女(息子・娘)計			息子			娘		
	N	Mean	[Std. Err.]	N	Mean	[Std. Err.]	N	Mean	[Std. Err.]
子 夫婦等価所得 (ln)	423	15.105	[0.687]	204	15.160	[0.672]	219	15.055	[0.699]
子 仕事収入 (ln)	296	14.920	[0.929]	159	15.418	[0.593]	137	14.341	[0.916]
子 最終学歴：中卒	423	0.095	[0.293]	204	0.123	[0.329]	219	0.068	[0.253]
子 最終学歴：高卒	423	0.515	[0.500]	204	0.466	[0.500]	219	0.562	[0.497]
子 最終学歴：短大・高専卒	423	0.149	[0.356]	204	0.044	[0.206]	219	0.247	[0.432]
子 最終学歴：大卒・院卒	423	0.239	[0.427]	204	0.363	[0.482]	219	0.123	[0.330]
子 年齢	423	52.846	[6.522]	204	52.824	[6.872]	219	52.868	[6.195]
子 年齢二乗	423	2835.2	[708.4]	204	2837.3	[762.1]	219	2833.2	[656.2]
子 有配偶	423	0.832	[0.374]	204	0.853	[0.355]	219	0.813	[0.391]
子 1000万円以上の借入金有	423	0.251	[0.434]	204	0.309	[0.463]	219	0.196	[0.398]
親 夫婦等価所得 (ln)	423	14.288	[0.660]	204	14.284	[0.664]	219	14.292	[0.658]
親 夫婦の等価公的年金 (ln)	402	4.806	[0.756]	193	4.772	[0.775]	209	4.838	[0.740]
親 貯蓄総額100万円未満	423	0.123	[0.329]	204	0.108	[0.311]	219	0.137	[0.345]
親 貯蓄総額100-500万円未満	423	0.173	[0.378]	204	0.191	[0.394]	219	0.155	[0.363]
親 貯蓄総額500-1000万円未満	423	0.059	[0.236]	204	0.064	[0.245]	219	0.055	[0.228]
親 貯蓄総額1000-2000万円未満	423	0.085	[0.279]	204	0.088	[0.284]	219	0.082	[0.275]
親 貯蓄総額2000-3000万円未満	423	0.057	[0.232]	204	0.034	[0.182]	219	0.078	[0.268]
親 貯蓄総額3000-5000万円未満	423	0.024	[0.152]	204	0.029	[0.169]	219	0.018	[0.134]
親 貯蓄総額5000万円以上	423	0.040	[0.197]	204	0.044	[0.206]	219	0.037	[0.188]
親 貯蓄総額不詳	423	0.260	[0.439]	204	0.275	[0.447]	219	0.247	[0.432]
親 貯蓄総額無回答	423	0.180	[0.384]	204	0.167	[0.374]	219	0.192	[0.395]
親・子 親からの不動産譲渡有	423	0.173	[0.378]	204	0.284	[0.452]	219	0.068	[0.253]
親・子 親から100万円以上の贈与有	423	0.480	[0.500]	204	0.466	[0.500]	219	0.493	[0.501]
親・子 親と同居	423	0.371	[0.484]	204	0.578	[0.495]	219	0.178	[0.383]

⁸ 筆者が知る限り、これ以外に大阪大学社会経済研究所が 2005 年に実施した『くらしの好みと満足度についてのアンケート』の親子調査があるのみである。